

# 青色申告（農業所得申告）

## 相談会を開催します

NOSAI 宮城では、白色申告を対象として、青色申告の相談会を開催します。また、軽減税率制度についても簡単な説明をしますので、ぜひご参加ください。

### 《青色申告相談会日程表》

開催日時	NOSAI 宮城支所名	会場	支所の電話番号
令和2年 1月22日(水)午前10時00分	栗原支所	みちのく伝創館	0228 - 23 - 7111
1月22日(水)午後1時30分	迫支所	各支所会議室	0220 - 22 - 8411
1月23日(木)午前10時00分	大崎支所		0229 - 22 - 2141
1月23日(木)午後1時30分	六の国支所		0229 - 64 - 1380
1月27日(月)午後1時30分	栗原支所	若柳多目的研修センター	0228 - 23 - 7111
1月28日(火)午前10時00分	亙理名取支所	各支所会議室	0223 - 34 - 5031
1月28日(火)午後1時30分	県南支所		0224 - 63 - 2012
1月29日(水)午前10時00分	宮城中央支所		022 - 396 - 3070
1月29日(水)午後1時30分	石巻支所		0225 - 75 - 2331
1月31日(金)午後1時30分	栗原支所		0228 - 23 - 7111

《対象者》 農業所得の税務申告を白色でされている農業者で、青色申告への移行を検討している方や、青色申告のメリットを知ってから、移行を検討したい方が対象です。

また、青色申告の「現金主義の特例」により申告されていて、収入保険への加入を考えている方も、ぜひご参加ください。

《申し込み》 準備の都合上、事前に各支所へお申し込み願います。

《料金》 無料です。

《講師》 税務署職員の方に依頼しています。

《参考》 青色申告を行うと税制上のメリットがあります。

- 青色申告特別控除があります。単式簿記では10万円、複式簿記で65万円が所得から控除されます。
- ご家族の方を雇用する場合、お支払いした給料の額が必要経費として認められます（一定の条件があります）。
- 損失額を翌年以降3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除できます。

税務申告を青色で行う場合、税務署に3月15日までに「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

ご検討はお早めに。

